

新潟県公安委員会規則第15号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年11月29日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(警務課) 第5条 警務課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(5) (略) (6) 新潟県公安委員会の所管事項に係る事業を目的とする <u>公益法人、一般法人及び公益信託</u> の監督に関する総合調整に関すること。 (7)～(18) (略)	(警務課) 第5条 警務課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(5) (略) (6) 新潟県公安委員会の所管事項に係る事業を目的とする <u>特例民法法人及び公益信託</u> の監督に関する総合調整に関すること。 (7)～(18) (略)

附 則

この規則は、平成25年12月1日から施行する。